

札幌市告示第131号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、
下記のとおり告示する。

令和6年1月15日

札幌市長 秋元克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域

石川県及び富山県